

議案第九十号

港区障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十四年十一月二十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例  
港区障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例（平成十八年港区条例第三十一号）の  
一部を次のように改正する。

題名中「港区障害程度区分審査会」を「港区障害支援区分審査会」に改める。  
第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため  
の法律」に、「港区障害程度区分審査会」を「港区障害支援区分審査会」に改める。

付 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、題名の改正規定及び第一条の改  
正規定中「港区障害程度区分審査会」を「港区障害支援区分審査会」に改める部分は、平成二  
十六年四月一日から施行する。

（説明）

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の施行による障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。